

クリエイト かわら版

第162号 令和4年6月



クリエイト通信 代表取締役社長 山下哲也

「押印見直し」

衆議院議員の河野太郎氏が行政改革担当大臣だったとき「行政の無駄撲滅」の一環としていわゆる「はんこの廃止」を訴えてから約2年が経ちます。あくまで行政の事務上でのことなので、まだまだ民々の場合はさまざまな場面で押印をしていますが、やはり役所の窓口での書類の押印は少なくなっていると実感します。

不動産の売買仲介をする際の重要事項説明書の添付資料として、その不動産(土地・建物)の固定資産課税台帳登録証明書(不動産の固定資産税評価額や税額が記載された書面 証明書)が必要になるので、自分で役所の窓口で取得します。もちろん他人(売主ですが)の証明書を取得するには委任状が必要になるので、委任者である売主に書いて頂くのですがその書面も委任者の押印が必要無くなりました。他にも以前認印を押していた証明書類の申請等も押印をしなくなっているようです。

ただ全ての部署で統一しているわけでは無いようで、先日滅多に行かない部署で貰った、不動産に関する個人の情報を閲覧する為の委任状の書式にはしっかりと「@」マークがありました。(一応担当者に押印が必要か確認しましたが、押して欲しいとの事でした)

浜松市は行政手続等における「書面規制・押印等見直し指針」を策定し、それに基づいて見直しを行ったところ「市で見直しが可能な手続き 3302 種類」のうち「押印不要 2987 種類」「押印必要 315 種類」でした。結果として90.5%の手続で押印が不要となる、見直しが行われたのです。(令和3年4月23日 報道発表「行政手続等における書面規制、お押印等の見直し結果について」)

実感としては今後実印の押印(印鑑証明添付)以外の押印については、無くなっていくように思います。



6月・7月の上映作品



瀬戸内寂聴

99年生きて思うこと(日本)

7月15日(金)より上映予定



きさらぎ駅(日本)

6月3日(金)~6月23日(木)



ハッチング 孵化

(フィンランド・PG12)

6月17日(金)~6月30日(木)



TITANE チタン

(フランス・R15+)

6月3日(金)~6月16日(木)



英雄の証明(イラン、フランス)

6月3日(金)~6月16日(木)



死刑にいたる病(日本・PG12)

7月1日(金)~7月21日(木)



ワン・セカンド

永遠の24フレーム(中国)

7月15日(金)~7月28日(木)



ドンバス

(ドイツ、ウクライナ、フランス、オランダ、ルーマニア、ポーランド)

7月22日(金)~7月28日(木)



ひまわり(イタリア)

7月15日(金)~7月21日(木)



浜松市中区田町 315-34 笠井屋ビル 3F

TFL 053(489)5539

URL <http://cinemae-ra.jp>

本チラシをお持ちの方、3名様までお一人1,200円に割引致します。有効期限：2022年7月末まで

開運アドバイザー 大庭 佳高 先生



幸せへの最短コース？！

九星気学は大きく分けて、①九星鑑定、②姓名鑑定、③家相風水鑑定と3つの鑑定が可能です。この場では③をよく取り上げていますが、今回は①の中の「最大吉方」のお話になります。最大吉方とは「幸せへの最短コース」とも言われ、運勢アップに大きく寄与するものです。ただ、生まれた年月によって異なるので、紙面ではお伝えすることができず大変恐縮ですが、「ハッピー☆エナジー」というサイトを検索して見ていただくと面白いと思います。こちらのサイトでは、九星気学について初心者向けの情報も取り上げているので楽しめますよ。《セミナーのお知らせ・・・6月22日(水)「浜松雑学セミナー」で講師を務めることになりました。テーマは「2022年後半から2023年に向けて」九星別のお話を中心に取り上げます。19～21時、東部協働センター会議室(相生町)にて(参加費500円、事前の予約は不要です。)》(磐田結婚相談サービス代表 大庭佳高)



不動産のはなし 担当 山下 哲也

「競売のはなし」その後②

前号の「競売のはなし」その後①の続きです。前回は目的の競売の買受が決定し、代金を納付して無事所有権移転登記をしたところまで話しました。さてここからまだ続くのです。

弊社が競売で取得したのは土地・建物(空家)です。実は建物の中にはもとの所有者の生活用品や家具等のいわゆる動産類が残されていて、これらの所有権は元の所有者のものです。なのでこれらの動産類を元の所有者に搬出してもらわないといけません。勝手にこちらで処分したりすると、損害賠償を請求されるかもしれないからです。言い方を変えると元の所有者が動産を残置して建物を占有しているのでその占有を解除して引渡しを受ける事が必要になるのです。

さてこの動産類を搬出する方法としては①「交渉による方法」と②「法的手段による方法」があります。①の方法は元の所有者と直接交渉し搬出してもらうか、こちらで処分しても良いという承諾を貰い処分す

るといふものです。こちらで処分する場合、元の所有者にその費用の請求も出来るのですが、大抵は免除(こちらで払う)することになります。

②の方法は裁判所に申し立てをして「引渡し命令」を出してもらいそれに基づいて「強制執行」をするというものです。結論として、今回弊社は②の方法ですることになりました。なぜなら交渉しようにも元の所有者の連絡先が分からなかったからです。(空家なので)

②の方法ではまず、弊社が裁判所に「不動産引渡命令申立」を行います。(今回裁判所の手続きは全て司法書士に依頼しました。)「競売で買付代金も納付したので不動産を引渡せという裁判をして欲しいという申立て」をするのですが当然「不動産を引渡せ」という判決になり「不動産引渡命令」が元の所有者へ送られることとなります。

この命令により元の所有者が素直に引渡し(動産類の搬出又は処分の承諾)をしてくれば終わるのですが、残念ながら今回は「強制執行」へと進むこととなります。

(続く)

☆無料個別相談会のお知らせ

※毎月第3土曜日

午前9時～午前12時

相談予定日 6月18日・7月16日

専門家がお答えします！

税理士・司法書士・耐震診断補強相談士・社会保険労務士

相続アドバイザー・宅地建物取引士・ファイナンシャルプランナー

電話にてご予約下さい [TEL447-7941](tel:447-7941)



発行所 地元で31年・・・
不動産・相続アドバイザー

クリエイト・ジャパン 浜松西株式会社

〒432-8061 浜松市西区入野町 16102-10

TEL 053-447-7941・FAX053-447-7948

Eメール: curieito@ka.tnc.ne.jp

HP: <https://www.curieito.co.jp>